

# マツサージ店開業

## 必須の許認可

## & 資格確認リスト

---

---



マッサージ店の開業では「何ができて、何ができないか」を法令ベースで正確に理解することが、後のトラブル回避と安定経営の分かれ道になります。

## マッサージ店開業に必須の許認可

許認可や届出の要否・提出期限は自治体ごとに異なるため、開業前に必ず管轄保健所へ確認してください。

| 施術内容            | 医療行為該当  | 必須の許認可・届出    | 補足・注意点          |
|-----------------|---------|--------------|-----------------|
| 治療目的のマッサージ・指圧   | 該当する    | 施術所開設届（保健所）※ | 医師の同意があれば保険適用可  |
| はり施術            |         | 施術所開設届（保健所）  | 無届施術は違法         |
| きゅう施術           |         | 施術所開設届（保健所）  | 火傷等の事故防止体制が必要   |
| 接骨・整骨（骨折・脱臼等）   |         | 施術所開設届（保健所）  | 保険施術は算定要件が厳格    |
| もみほぐし（リラクゼーション） | 該当しない   | 原則不要         | 「治療」「改善」表現は不可   |
| 足つぼ・リフレクソロジー    |         | 原則不要         | 医療効果をうたわない      |
| 整体・カイロプラクティック   | 原則該当しない | 原則不要         | 症状改善を標榜すると違法リスク |
| アロマ・リンパトリートメント  | 該当しない   | 原則不要         | 医療行為に踏み込まない     |
| 出張施術（治療目的）      | 該当する    | 施術所開設届（保健所）  | 広告表現・訪問契約に注意    |
| 飲食・ドリンク提供       | —       | 飲食店営業許可（保健所） | アルコール提供は追加確認    |

※施術所を設けず、出張のみでマッサージ等の業務を行う場合は「出張施術業務開始届」を提出します。また、施術所は構造設備基準に適合する必要があります。

## 施術内容別に必要な資格

無資格で治療行為を行うと関連法令違反となるため、施術範囲を明確化しましょう。

| 施術内容                     | 必要資格              |
|--------------------------|-------------------|
| 治療目的のマッサージ・指圧            | あん摩マッサージ指圧師（国家資格） |
| はり・きゅう施術                 | はり師・きゅう師（国家資格）    |
| 接骨・整骨（骨折・脱臼等）            | 柔道整復師（国家資格）       |
| もみほぐし・足つぼ・整体（リラクゼーション目的） | 不要（※医療行為不可）       |

## マッサージ店開業時に必要な主な届出

|          |  |
|----------|--|
| 施術所開設届   | 国家資格施術（あん摩・はり・きゅう・柔道整復）を行う場合、開業後10日以内に保健所へ提出（自治体要確認） |
| 開業届      | 個人事業主は税務署へ提出   |
| 法人設立登記   | 法人化する場合  |
| 事業開始等申告書 | 都道府県税事務所へ提出  |

## 注意すべき関連法令

### 風営法

性的サービスと誤認される表現・運営は禁止

### 食品衛生法

飲食提供時は営業許可が必要

### 保険加入

賠償責任保険等で事故リスクに備える



保健所確認で  
トラブル防止

許可・資格で  
安心開業

